

新潟市中学校条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第32号

新潟市中学校条例等の一部を改正する条例

(新潟市中学校条例の一部改正)

第1条 新潟市立中学校条例(昭和39年新潟市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表新潟市立東石山中学校の項中「新潟市東区西野1197番地」を「新潟市東区若葉町2丁目16番1号」に改める。

(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第2条 新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(平成18年新潟市条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表東区の項中「1301番2まで」を「1196番2まで、1300番1、1300番3、1301番1、1301番2」に改め、「、1322番6、1322番7、1323番4、1323番5」を削り、「1363番7から」の次に「1365番1まで、1368番1、1368番2、1369番1から」を加え、「1387番4、1388番3から1388番6まで」を「1388番5、1388番6」に改め、「、1392番2」を削り、「1409番1まで」を「1404番1まで、1407番1、1408番、1409番1」に改め、「、1420番2、1421番4から1421番6まで」を削り、「1447番1まで、1447番4、1447番7、1466番2、1478番1、1478番2、1483番1から1485番3まで、1486番2から1489番3まで、1490番6、1507番4、1507番5、1507番12及び1507番13」を「1443番2まで、1444番2、1444番4、1445番4、144

6番4から1446番6まで、1486番2、1486番4から1486番6まで、1487番2、1487番3、1488番2、1488番3、1489番2及び1489番3」に改め、「臨港町2丁目から3丁目まで」の次に「、若葉町1丁目から2丁目まで」を加え、同表秋葉区の項中「さつき野1丁目から3丁目まで」を「さつき野1丁目から4丁目まで」に改め、同表備考2の表に次のように加える。

東区西野	1300番1、1323番7、1323番15、1365番1、1368番1、1368番2、1388番5、1388番22、1392番6、1404番1、1407番1、1421番10、1421番14、1444番2、1444番4、1445番4、1486番2、1486番4、1486番6、1487番3、1488番3及び1489番3	平成25年1月1日
------	--	-----------

(新潟市区役所出張所設置条例の一部改正)

第3条 新潟市区役所出張所設置条例（平成18年新潟市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東区役所石山出張所の項中「3丁目まで」の次に「、若葉町1丁目から2丁目まで」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月14日から施行する。